

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】消費税10%への引き上げと年金受給資格期間短縮

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。

最近、平成27年10月に予定されている消費税10%への引き上げを争点にして、安倍首相が衆議院を解散するのではないかと報道が繰り返されています。

GDPの速報値が予想以上に悪いなど、個人消費の低迷を中心とした景気の腰折れが懸念されている状況ですので、さすがに消費税の再引き上げを拙速には行えないとの判断は妥当なものと言えるかもしれません。

さて、消費税の10%への引き上げに関連して、『年金の受給資格期間が25年から10年に短縮される』ということをご存知でしょうか。

この二つの事項は一見何の関係性もないように思えますが、実は密接に関係しているのです。

平成24年8月に『社会保障と税制の一体改革』が三党合意によりまとめられ、国会で法律が成立しました。『社会保障と税制の一体改革』の目玉は、消費税の5%から10%へと引き上げ、そして社会保障の財源を補強しようとする点にあります。

その中で、無年金者を減らすために、現行では年金保険料を25年（300カ月）納めなければ受給資格が得られないところを、10年（120カ月）保険料を納めれば受給資格を得られるものに変更されることが決定しました。

保険料を納める期間が10年でよいならば、将来的に年金を受給できるようになる人数が増えることとなりますが、その分の財源を消費税の引き上げ分から賄おうというわけです。

ただし、年金受給資格期間の短縮は、消費税の10%への引き上げとセットになっているという点がポイントです。つまり、消費税の引き上げが先送りになれば、受給資格期間の短縮も同時に先送りになるというわけです。

そして、これらとは別に、無年金者を減らすための施策として、平成24年10月から『後納制度』がスタートしています。『後納制度』とは、国民年金の保険料は本来は過去2年前にまでしかさかのぼって納められないところ、特例的に10年前にまでさかのぼって納められるようにするものです。

この『後納制度』は、平成27年9月までの特例措置とされています。つまり、本来の消費税10%への引き上げ予定（＝受給資格期間の短縮の予定）の平成27年10月までの間に、受給資格期間の足りない人に後納制度を利用してもらい、保険料を納めた期間を10年以上として受給できるようにしたというわけです。

このように、消費税の引き上げの先送りを行えば、年金の受給について大きな影響が生じることになります。先送りが確実視される中で、時の政府がどのようにこの問題を取り扱うかが注目されます。